

鹿児島県スポーツ少年団設置規程

第1章 総則

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第51条の規定に基づいて設置された鹿児島県スポーツ少年団について必要な事項を定める。

第2条 鹿児島県スポーツ少年団は、県内の登録したスポーツ少年団を代表する組織体とする。

2 鹿児島県スポーツ少年団は、市町村体育・スポーツ協会等が設ける市町村スポーツ少年団をもって構成する。

第2章 目的

第3条 鹿児島県スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化をはかり、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事業

第4条 鹿児島県スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (4) スポーツ少年団の県内交流行事の実施及び国内、国際交流行事への派遣
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団活動開発に関する調査研究及び実験の実施
- (7) スポーツ少年団活動のための施設の充実促進
- (8) スポーツ少年団の顕彰
- (9) 関係団体との連携
- (10) その他目的達成に必要な事業

第5条 鹿児島県スポーツ少年団は、前条の事業及び予算・決算に関しては、本会理事会の決議に基づき実施する。

第4章 登録

第6条 スポーツ少年団は、鹿児島県スポーツ少年団に登録しなければならない。

2 登録に関しては、日本スポーツ少年団登録規程による。

第5章 役員

第7条 鹿児島県スポーツ少年団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1人
- (2) 副本部長 若干人
- (3) 常任委員 若干人
- (4) 委員 25人以内

第8条 委員は、別に定める選出区分により選出し、本会会長が委嘱する。

第9条 本部長は、委員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2 本部長は、鹿児島県スポーツ少年団を代表し、業務を統括する。

第10条 副本部長は、委員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2 前項のほか本会会長は、必要に応じて本会理事を副本部長に委嘱することができる。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第11条 常任委員は、委員総会において、委員の中から選出し、本部長が委嘱する。

第12条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会の終結の

時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第6章 名誉会員

第13条 本部長は委員総会に諮って、鹿児島県スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を終身の名誉会員に推举することができる。

第7章 会議

第14条 委員総会は本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、鹿児島県スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算そのほか業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。

- 2 委員総会は毎年1回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 前項のほか常任委員が必要と認めたとき、又は委員の3分の1から会議の目的事項を示して請求があつたときは、本部長は2週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

第15条 委員総会は構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

- 2 常任委員及び委員が委員総会に出席できないときは、議決権をほかの構成員又は、その他の役員に委任することができる。この場合委任した常任委員又は委員は出席した者とみなす。

第16条 委員総会の議事は出席した構成委員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第17条 常任委員会は本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、鹿児島県スポーツ少年団の業務を議決し、執行する。

- 2 常任委員会は必要に応じて開催し、本部長がこれを招集して議長となる。
- 3 常任委員会は構成員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。
- 4 常任委員会の議事は出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。
- 5 常任委員が常任委員会に出席できないときは、議決権をほかの構成員に委任することができる。この場合委任した常任委員は出席したものとみなす。

第8章 専門部会

第18条 鹿児島県スポーツ少年団に次の専門部会を置く。

- (1) 指導部会
- (2) 競技部会
- (3) 広報部会

- 2 前項のほか常任委員会の議決を経て必要な専門部会を設けることができる。

- 3 専門部会は専門事項について調査研究を行い常任委員会に意見を具申する。

- 4 専門部会について必要な事項は常任委員会の議決を経て別に定める。

第9章 指導者協議会

第19条 鹿児島県スポーツ少年団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

- 2 指導者協議会については常任委員会の議決を経て別に定める。

第10章 会計

第20条 鹿児島県スポーツ少年団の予算は、各種補助金・助成金、寄附金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

第11章 事務局

第21条 鹿児島県スポーツ少年団の事務は、本会事務局において処理する。

第12章 本規程の変更

第22条 この規程は、常任委員会及び委員総会において3分の2以上の同意を得た後、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年3月19日から施行する。
- 2 この改正規程施行時において、すでに旧規程により選任された在任中の役員の任期は、改正規程第7条及び第8条並びに第12条にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。
- 3 この規程は、平成8年3月26日から施行する。
- 4 この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 5 この規程は、令和3年4月1日から施行する。